

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

7 年 3 月 19 日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

学校施設管理業務委託

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

校舎内施設の巡回確認

平日 17 時から 19 時 30 分まで 休日 14 時 30 分から 17 時まで

(ただし、令和 7 年 8 月 9 日から令和 7 年 8 月 14 日及び令和 7 年 12 月 27 日から令和 8 年 1 月 4 日は除く。)

(3) 納入期限(履行期間)

令和 7 年 4 月 1 日(火) から令和 8 年 3 月 31(火) まで

(4) 発注所属及び納入場所

住 所: 白山市三浦町 500 番地 1

所 属: 石川県立翠星高等学校

連絡先: TEL 076-275-1144 FAX 076-274-0732

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 1 日(火) 10 時

(2) 提出先

住 所: 白山市三浦町 500-1

所 属: 石川県立翠星高等学校

連絡先: TEL 076-275-1144 FAX 076-274-0732